

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	令和4年 7月 25日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府福知山市東野町1番地	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社フレッシュクリエイター 代表取締役社長 堀口 仁武

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを 使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数
	エアコンディショナー	26 台	0 台	0 台	26 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	125 台	3 台	0 台	132 台
前年度に第一種特定製品 に充填及び回収を行った 冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	30	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使 用 時	毎月 チェックリストを用いて、 冷凍機の簡易点検を実施しています。			
	廃 棄 時	第一種特定製品の廃棄時には、管理漏れのないよう フロン類充填回収業者に依頼しています。			
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使 用 時	年1度、有資格者による定期点検を実施し、簡易点検では 発見しづらい、不具合の前兆を報告いただき、修理対応 しています。			
	廃 棄 時	充填回収業者からのフロン破壊証明書で回収を 確認しています。			
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針					
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。